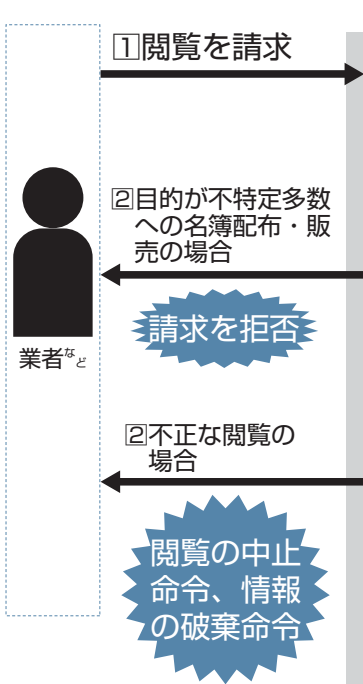


# 市政ホット ニュース hot news!

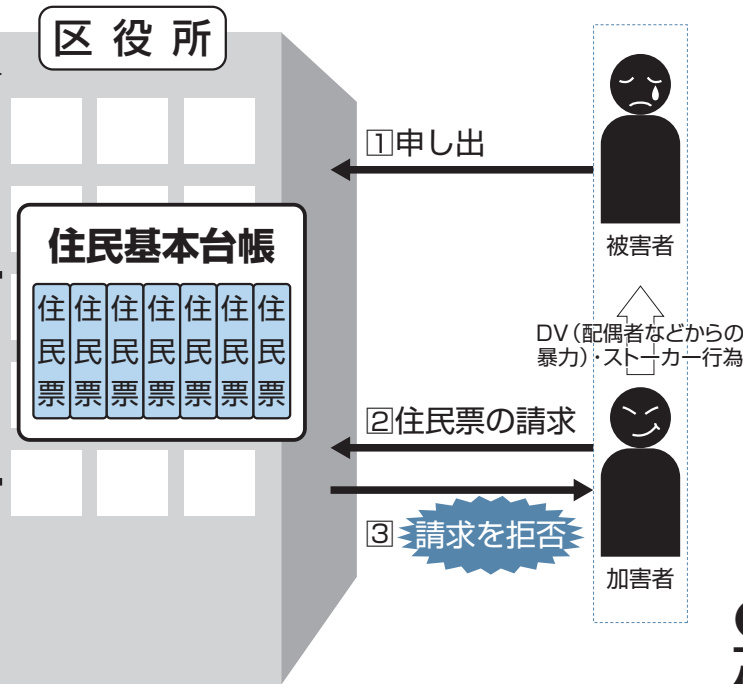
## 不正な閲覧

- ・カメラ撮影
- ・パソコンや携帯電話の使用
- ・台帳の持ち出しなど

### ■請求の目的などを厳格に審査



### ■DV被害者を保護



hot news

## 市民の個人情報保護のため、 住民票の閲覧などを厳格化 「住民基本台帳条例」を施行します

市民の氏名や住所などを記録した住民基本台帳。住民基本台帳法では、公開が原則とされていることから、誰でも閲覧や住民票の写しを請求できることになっていました。

しかし、近年、個人情報への関心が高まっていることから、この制度を厳格に運用することが求められています。

そこで、市では市民の個人情報を保護するため、「札幌市住民基本台帳条例」を制定し、四月一日から施行します。

この条例の大きなポイントは次の三点です。

### ■請求の目的などを厳格に審査

事業者や第三者からの台帳閲覧の請求に対して、請求者の本人確認や請求理由などを厳格に審査します。閲覧の目的が、不特定多数の人への名簿の配布・販売である場合には、その請求を拒否します。

また、不正な閲覧(上記)があった場合には、閲覧を中止し、取得した情報の破棄を命令。それに従わない違反者に

対しては、罰則(5万円以下の過料)を設けています。さらに、閲覧後の情報の目的外利用を禁止し、違反の疑いのある人に対する調査権が設定されています。

### ■DV被害者を保護

DV(ドメスティック・バイオレンス)配偶者などからの被害者を保護するため、被害者からの申し出に基づき、その加害者から、被害者の住民票の写しなどの請求があった場合、その請求を原則拒否します。

### ■セキュリティ対策を強化

住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)を適正に管理・運用するため、セキュリティ対策を強化。外部からの侵入などを含めた緊急時の対応と手続きを定めた行動計画を策定します。

市では、今後とも市民の個人情報とプライバシーの保護に努めていきます。

96 **【詳細】** 戸籍住民課 ☎(211) 2 2